

令和3年度 北海道包括外部監査の結果報告書（概要）

I 包括外部監査の概要

第1 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 板垣 博靖

(2) 補助者の資格及び氏名

公認会計士 新木 亘

公認会計士 熊谷 真吾

公認会計士 田村 豪朗

弁護士 岡田 裕介

第2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

産業振興に係る財務事務の執行について

第3 事件を選定した理由

道においては、令和2年1月に新型コロナウイルス感染者が報告されて以来、今日まで不
断の新型コロナウイルス感染症対応に尽力しており、また、最前線の医療従事者の方々の献
身的な対応をはじめとして道民は深く感謝しているところである。新型コロナ感染症が道民
の生活様式に及ぼす影響は幅広く多岐に及んでおり、経済的にも観光業、飲食業及び運輸業
等をはじめとして種々の産業への影響が大きく、道においても様々な支援、補助及び助成を
行っている。

また、道の政策の基本的な方向を総合的に示し、すべての道民がともに考え、ともに行動
する指針として北海道総合計画（平成28(2016)～令和7(2025)年度）を策定しているところ
である。総合計画では「輝き続ける北海道」の実現に向け、今後の推進方向の視点に4つの
Cを掲げ、そのなかの Creation（創造）では地域経済を先導する産業の振興として次のとお
り記している。

- ・ 北海道 Society5.0 を実現する AIや、IoTロボットなどの先端技術の研究開発や
社会実装を進めるとともに、航空宇宙産業や健康長寿・医療関連産業など北海道の発展
を牽引する産業の育成・振興に取り組んでいく
- ・ 農林水産業や食・観光関連産業の一層の連携・振興、地域の経済・雇用を支える中小企
業の経営基盤の強化や円滑な事業承継に取り組んでいく
- ・ 女性や高齢者など誰もが働きやすい環境づくりを進めるとともに、北海道の将来を担
う人材の育成を進めていく

このように、新型コロナウイルス感染症対策を含む産業振興施策は道の最重要課題の一つ
であり、道民の関心も高い分野と考えられることから、道の産業振興施策を具体的に把握し
問題点を洗い出し、改善点を提示することは有意義であると判断し、令和3年度の監査テー

マとして選定したものである。

第4 監査の実施期間

令和3年9月13日から令和4年1月31日まで

第5 監査の対象部局等

総合政策部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、各（総合）振興局、各機関の出先機関、北海道信用保証協会（財政的援助団体）

第6 監査の対象範囲

道が公表している重点政策一覧表から、産業振興に関連する施策で予算額100百万円以上の事業について選定している。

第7 監査の要点

- （1）産業振興に係る財務事務に関して、関連する法令及び条例、規則、通知、マニュアル等に準拠し運用の仕方が十分であり、行政責任が確保されているか。
- （2）産業振興に係る財務事務に関して、経済性、効率性に問題がないか。また、効果的に行われているか。
- （3）産業振興に係る財務事務に関して、公平性は十分に確保されているか。

第8 監査手続

- （1）事前質問票による事業概要の把握
選定した事業について概要等把握のため、下記の項目について回答を入手した。
 - ・事業の実施目的、事業内容、執行区分、北海道総合計画との関連、事業費の推移・財源・内訳
 - ・事業の目標、成果指標の状況、現状と課題等
- （2）監査対象とした事業について関連する法令、条例、要綱、通知およびマニュアル等の閲覧の実施
- （3）監査対象とした事業に関する関係担当者への質問の実施
上述の質問票の内容、関連する書類の閲覧結果等に基づき所管課へのヒアリングを実施し、各事業の課題等を把握した。
- （4）その他必要と認められた手続の実施

II 全庁的な課題及び監査の結果

第1 全庁的な課題

本章においては、本監査を通じて感じた産業振興施策の全庁的な課題について総括として記載するものである。

(総括1) 事業ごとの成果指標設定の必要性

(EBPM「エビデンスに基づく政策展開」の推進も踏まえて)

道においては、北海道総合計画において、計画を起点とした施策推進体系に沿って政策の目標や指標を設定(Plan)し、関連する施策・事業の実施(Do)による目標の達成状況や施策の必要性・有効性を毎年度の政策評価により客観的に把握・点検(Check)するとともに、予算編成や組織の見直し、重点政策の展開などに反映(Action)することにより、総合計画に沿った施策・事業の効果的、効率的な展開を図ることとしているところである。

また、総合計画の各区分において、指標項目、現状値、目標値および達成年度を設置して計画の推進状況の点検・評価を行っている。

総合計画を具体的に実行する各事業においても、その達成状況、効果を把握するために具体的な指標を設定し、その事業の効果を検証する必要があることは同様である。

今回、選定した事業のうち、事業を評価するうえで達成度を測るための適切な成果指標が設定されていない、ないしは事業内容に対しより適切な成果指標を設定すべき等と考えられるものは以下のとおりである。

番号	事業名	指摘/意見	内容
4	民族共生象徴空間(ウポポイ)を通じたアイヌ文化魅力発信事業	意見	事業内容及び目標に対応する具体的な指標を設定する必要がある。
5	航空ネットワーク形成推進費	意見	長期目標(北海道航空ネットワークビジョン)を達成するための中期・短期的、具体的な指標を設定する必要がある。
6	地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業	意見	間接補助事業であるため、補助を受ける観光関連団体については事業毎に成果目標等を設定しているが、道として事業内容及び目標に対応する具体的な指標を設定する必要がある。
9	国内誘客促進強化事業	意見	負担金事業についても「一定の便益を道が受けていること」及び「公益上の必要性」を目標数値や文書により明らかとするために事業内容及び目標に対応する具体的な指標を設定する必要がある。
10	広域連携DMOとしての北海道インバウンド戦略立案事業	意見	負担金事業についても「一定の便益を道が受けていること」及び「公益上の必要性」を目標数値や文書により明らかとするために事業内容及び目標に対応する具体的な指標を設定する必要がある。

14	エネルギー地産地消事業化モデル支援事業	意見	エネルギーの地産地消の事業化に向けたモデルとなる取組に対して補助するという事業の内容・目的に照らして、事務事業レベルにおいて具体的な成果指標を設定すべきである。
20	環境保全型農業直接支援対策事業	意見	環境保全型農業直接支払交付金（本体）については、地球温暖化防止や生物多様性保全等に関連づく測定可能な成果指標を定めることを検討すべきであり、また、環境保全型農業直接支払推進交付金事業（道・市町村）については、環境保全型農業直接支払交付金事業の推進効果に関連づく測定可能な成果指標を定めることを検討すべきである。
24	中小企業総合振興資金貸付金	意見	中小企業金融の円滑化に関連づく測定可能な成果指標を定めることを検討する必要がある。
25	中小企業総合振興資金貸付金（北海道信用保証協会損失補償金）	意見	中小企業金融の円滑化に関連づく測定可能な成果指標を定めることを検討する必要がある。
26	交通事業者利用促進支援事業	意見	事業内容及び目標に対応する具体的な指標を設定する必要がある。
27	教育旅行支援事業	意見	教育旅行の実施回数や費用支援効果に関連づく測定可能な成果指標を定めるべきである。
28	プレミアム付商品券発行支援事業	意見	本事業の目的にそって、広くプレミアム商品券の発行や利用を促進させることに関連する成果指標を定めることは、可能であり、比較的容易であると考えられるところから、具体的な成果指標を設定すべきである。
29	産地生産基盤パワーアップ事業	意見	農業産出額が成果指標とされているが、当該事業の寄与度合が明らかではないため、「水田・畑作・野菜・果樹等の耕種作物の生産体制の強化」に対する寄与度を示す成果指標の設定を検討すべきである。

また、道においては、「エビデンスに基づく政策展開の推進」調査研究報告（平成 31（2019）

年3月)を公表し様々な有意な提言がなされている。

(以下抜粋)

人口減少や少子高齢化が進行する中で、厳しい財政状況の下、限られた人材や財源などを有効活用していくためには、現状や政策課題に対する有効な政策を選択するとともに、その効果を検証していくことが重要となっており、近年、国や他の自治体において、エビデンスに基づく政策立案を進めようとする考え方が広がってきている。道においては、今後も厳しい財政状況が見込まれ、また限られた行財政資源の下で、より実効性の高い施策展開を図っていくためには、政策の立案や点検、見直しにあたり、これまで以上に客観的なデータを重視し、政策とその効果の検証を充実していく必要があると考えられる。

道で策定する各種計画等の多くで成果指標を設定し、毎年度指標の進捗状況の検証が行われている。しかしながら、今設定されている指標の妥当性の問題や指標の作成方法にルールがないといった課題も存在する。庁内の理解が高まることで推進の基礎が構築され、長期的には、各種計画の策定や政策立案・評価、予算編成などへ標準化した手法を組み込み、「エビデンスに基づく政策展開」を「道のPDCAサイクルに導入」していくべきと考える。

(総括2) 新型コロナウイルス感染症対応

監査対象とした全29事業について、新型コロナウイルス感染症による影響を確認した結果、約82%に相当する24事業において何らかの影響があった。事業予算の振替や年度繰越し、事業の中止・延期・変更が確認されたほか、同感染症の拡大に伴う支援事業については、利用や申請件数が増加するなどの影響であった。事業全体に影響を及ぼすまでには至らなかったものの、多くの事業において、面談が制限されるなかウェブ会議システムの利用等によって準備がなされた等の報告もあった。

同感染症対策については、過去に類似の経験がなく、国の対策によっても大きな影響を受けるほか、同感染症の拡大状況は予測が困難であり、事業の延期や変更には緊急的な対応が必要とされるものも認められた。

このような特殊性に起因して財務事務の執行に問題が生じた事例が確認された。例えば、同感染症の対策に関連する契約について、見積書の費目を適切に検討するべきと考えられたもの(意見、事業No5)、備品や施設整備費を補助する事業に関連し要綱の改正が必要とされるもの(意見、事業No12)、国の水際対策と道経済を支援する補助金に関し、事務のミスを防止するためのシステムを構築する体制を整えるべきと考えられるもの(意見、事業No17)、要綱の変更が必要とされるもの(意見、事業No17)同感染症対策の延長に伴い数度の契約変更がなされた事案について契約変更手続きが適切であったかどうか検討が必要であるもの(意見、事業No19)について、意見を述べた。

これらの点は、同感染症対策の特殊性や緊急性に照らし、やむを得ない面も一定程度認められる。しかしながら、情報を共有し周知の徹底を図るなどの対策によって回避することも可能であり、今後も関連する事業が継続することも考えられるところ、全庁的に取り組むべき課題の1つである。

番号	事業名	新型コロナウイルス感染症による影響
3	介護ロボット導入支援事業	<p>新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の観点から、介護事業所において非接触対応の必要性が高まるとともに、感染予防業務等による業務量が増加し、職員の負担軽減を図るため、介護ロボット・ICT導入の検討が進み、補助申請数も大きく伸びた。</p>
4	民族共生象徴空間(ウポポイ)を通じたアイヌ文化魅力発信事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対面実施の予定であったトークセッションをオンライン実施に変更。 ・ 三密を避けるため、イベントや講習会で入場等を制限。 ・ 海外から著名人を招いて、PRイベントを実施する予定であったが、海外のラジオスタジオを結ぶPR番組に変更。 ・ 当初予定していた絵コンテ制作のワークショップが中止。 ・ 移動が制限されたことから、三重県との交流事業を行うことができなかった。 ・ 臨時休館のため、関連イベント・ワークショップが中止となり、巡回展も岩内町のみで開催となった。 ・ 巡回展の関連イベントから体験型を除くなど内容・テーマを再検討し、定員も制限し、配布物も点数を絞った。
5	航空ネットワーク形成推進費	<p>【複数空港利用促進キャンペーン事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるキャンペーンの受付停止に伴い、Webプロモーションの作成を一部中止。 ・ PRとして予定していた道外空港周辺地域（東京・名古屋・大阪エリア）へのセールスコールが中止。 <p>【新千歳空港サーモグラフィ緊急設置事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言の延長による契約内容の変更（契約期間の延長、契約金額の増） <p>【国際航空定期便就航促進奨励事業費補助金】</p> <p>【地方空港国際チャーター便就航促進事業費補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道内空港に国際航空定期便等を就航させる航空会社に対して補助制度を制定したが、新規就航がなかったため利用がなかった。 ・ 「『新千歳－ヘルシンキ線』アウトバウンド利用拡大事業」は路線運休となったため事業を中止した。

		<ul style="list-style-type: none"> ・海外航空会社の本社を訪問する「官民共同でのトップセールス」や、海外航空会社等を北海道に招聘する「FAMツアー」は事業を中止した。 ・「海外旅行フェア」（海外旅行情報をパネルや動画、セミナー等によって紹介するイベント）などは事業を中止した。「海外教育旅行セミナー」（海外教育旅行の理解を深めるセミナー）は対面からオンラインに変更して開催。
6	地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業	当初採択された事業の中においてモニターツアーの招聘やイベントの開催ができなくなった事業も一部あった。
7	異業種チャレンジ奨励事業	本事業では、コロナ離職者等を対象としており、申請は、事業開始当初より継続的に発生した。
8	道産品消費喚起特別割引事業	予算を巣ごもり消費の取り込み（首都圏での北海道フェア）に充当した。
9	国内誘客促進強化事業	イベントや事業が中止された。
10	広域連携DMOとしての北海道インバウンド戦略立案事業	緊急事態宣言に伴う会議の延期、リモート（Web）会議の実施。
11	感染防止対策協力支援金支給事業	感染拡大に伴い、道が行った特措法に基づく協力要請が長期間に渡ったことから、年度内に事業を終了することが困難となり、年度繰越等の処理を要した。
12	中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業	販売促進イベントの実施時期を感染状況に応じて調整したり、感染症の長期化に伴い衛生用品等消耗品の購入数を増加するなど、事業計画を変更した。
13	地域主体の新エネ導入支援事業	新エネルギー導入支援事業（設備導入支援）において、設備等の納期の遅れから工事スケジュールが遅延した事例があった。
14	エネルギー地産地消事業化モデル支援事業	会議開催や出張等の一部を取り止め、その代替として、Web会議システムや電話、電子メール等を活用した会議・打合せ・連絡を実施した。また、関係者による現地調査や協議・調整に予定より時間を要し、一部の工事及び機材購入の延期があった。
15	エネルギー地産地消事業化モデル支援事業（非常時対応型モデル）	関係者間の連携・打合せ等に支障があり発注仕様書作成に予定より時間を要したことや着実な事業遂行のため、工事の延期があった。
17	海外人材確保緊急支援モデル事業	令和3年1月から国が実施している新規入国制限が続いており、当初予定していた入国者が大幅に減少している。

18	企業立地促進費補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により、企業が立地の計画の見直しや延長を行うといった動きが見られた。誘致活動については、直接、補助金交付事務には影響がなかったが、本道の優位性をPRする各種展示会やセミナーが中止となったり、オンラインでの開催となったほか、立地後のフォローアップのための企業訪問が困難となり、オンラインでの面談となるなど、取組の一部に支障がでた。
19	観光誘客促進道民割引事業	感染拡大を受けて、11月下旬から事業を一部停止、12月下旬から全て停止。
20	環境保全型農業直接支援対策事業	抽出検査先の一部の市町村について、次年度以降に変更。
22	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費	事業を行った協議会に対し、検討会を開催し進捗を確かめる調査を毎年行っていたが、感染拡大を受け一部を中止。
24	中小企業総合振興資金貸付金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国では都道府県の制度融資の枠組みを活用して、民間金融機関による実質無利子・無担保融資を創設した。道では、令和2年5月より実質無利子・無担保融資の取扱いを開始し、最終的な融資実績は、合計61,754件、1兆1,716億円となった。
25	中小企業総合振興資金貸付金 (北海道信用保証協会損失補償金)	
26	交通事業者利用促進支援事業	感染拡大の影響により、令和2年12月28日より販売を一時休止した。
27	教育旅行支援事業	新型コロナウイルス感染症の全国的な影響拡大により、道外からの冬季の修学旅行をはじめとした教育旅行全般の取り止めが拡大し、申請の見送りや申請後の取消があった。
28	プレミアム付商品券発行支援事業	商品券利用期間を感染状況に応じて調整したり、感染症の影響が大きい業種に限定した商品券を追加発行するなど、事業計画を変更したケースがあった。
29	産地生産基盤パワーアップ事業	施設整備において、コロナウイルスの感染拡大により作業員の手配ができず、工期遅延により事業完了が遅れた案件が1件あった。

(総括3) 契約の再委託について

地方公共団体において業務を執行する上で、外部への業務委託は一般的に多岐にわたる業務において行われている。業務委託は、多様な主体が公共サービスの提供を担っていくための重要な手法として位置づけられ、また、効率的な行政運営を実現する手法としても有用であるとされる

ところである。しかしながら、その一方で、外部の民間企業等に対して業務委託を行う上では、委託する業務の内容、業務委託を行う理由、委託先の選定方法及び理由、契約手続に係る合規性、透明性等が確保されることが必要である。特に、再委託が行われる場合には、不適切な再委託により経済的合理性や効率性が損なわれることのないよう、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力及び執行体制等について、適切に確認をすることが求められるところである。

この点、道においても、道の発注する委託業務の契約の相手方である受注者が、受託した業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託することが禁止されるとともに、必要があるときは、一定の要件を満たす限り、主要な部分を除く業務の一部を再委託することが可能とされているところである。また、「委託業務における再委託を承諾する際の確認事項について（令和2年12月14日局財指第429号）」により、再委託の承諾に当たっては、「再委託する業務の範囲・内容」、「再委託の契約金額」、「再委託する理由・必要性」「業務の管理・履行体制」、「再委託の相手方の履行能力」などにより、承諾に関する全ての要件等を満たしているか事業目的なども踏まえ検討する必要があるとされているところである。

監査対象とした全29事業のうち、委託業務において再委託が行われているように認められるものについて、適切な承諾が得られているかについて確認を行った。

監査の過程において、再委託についての承諾が必要であったのではないのか、再委託が本当に必要であったのか、再委託ではなく別途契約を結ぶ必要はなかったのかといった議論となった案件が複数あったところであり、再委託の範囲や該当性についての見解を明確にした規則、通達等を整備するとともに、再委託の必要性、再委託する業務の範囲等についても適切な確認がなされるよう引き続き留意されたい。

第2 監査の結果

今後、是正若しくは改善を求めるもの、又は検討の必要があるものについては、以下の区分により対応を求めた。

【指摘】 早急に是正又は改善を求めるもの（2件）

【意見】 適法性、有効性、効率性、経済性等の観点から検討の必要がある事項について、監査の結果に添えて提出するもの（36件）

第3 指摘及び意見の具体的内容

別紙のとおり。

(別紙) 指摘及び意見の具体的内容

区分	内 容
第1	自然公園等施設整備事業 (指摘：0、意見：0)
指摘	該当なし。
意見	該当なし。
第2	自然公園等整備事業 (指摘：0、意見：0)
指摘	該当なし。
意見	該当なし。
第3	介護ロボット導入支援事業 (指摘：0、意見：1)
指摘	該当なし。
意見1	<p>【委託先の選定にあたっては競争性を確保すべきである。】</p> <p>委託先は、毎年度、公募型プロポーザルを実施して選定している。委託先の選定にあたっては、本来競争性が確保されるべきところ、平成31年度以降、プロポーザルへの参加者は1者となっており、競争性が確保されていない状況であった。この点、プロポーザルへの参加がなされない要因の検討を行い、複数の参加者が得られるような工夫を行うべきであった。</p> <p>道は委託先の選定にあたっては、競争性を確保するため、プロポーザルへの参加者を確保するための対応を行うべきである。</p>
第4	民族共生象徴空間（ウポポイ）を通じたアイヌ文化魅力発信事業（指摘：1、意見：1）
指摘1	<p>【再委託の範囲を明確にすべきである。】</p> <p>白老駅賑わい創出事業は、A社を代表者とするコンソーシアムに、ウポポイ魅力発信事業は、B社に委託されているが、委託業務の中には、観光情報の発信等を目的とした常設ブースの設置・運營業務があり、当該業務の実施に必要な仮設建造物の設営に係る電気工事や会場設営なども含まれており、業務の性質上、受託者のみで行うことが困難なことから、受託者が第三者との契約によってこれら業務の一部を行わせていた。受託者が第三者との契約によって受託業務の一部を行わせることは、再委託に該当し、委託者である道が承認をしない場合には、原則としてこれを行わせることはできず、道は、承認手続きを行うべきであったと考えるが、道によれば、再委託の範囲や該当性を示した「調査研究委託の手引」を踏まえ、資材の調達、製本、少額工事、会場借り上げ等の受託業務を行うために必要な経費であるこれら外注は、再委託に該当しないから、承認手続きは不要であると判断し、承認手続きを経なかった。</p> <p>本件における道の判断は、再委託の範囲や該当性について、上記の見解を明確にした規則、通達等が存在しないことが原因と考えられることから、業務の遂行上、必要な再委託については適切な承認手続きが得られるよう関係規則、通達等の整備とともに、改めて、周知を徹底すべきである。</p>

意見 2	<p>【適切な成果指標を設定すべきである。】</p> <p>各実施事業においてはアウトカム指標・事業評価の基準としてのK P I の設定が必要であるが、下記の事業においては明確な指標が設定されておらずその成果が明らかとなっていない。それぞれの事業内容及び目標に対応する具体的な指標の設定が必要である。</p> <p>【ウポポイ魅力発信事業委託業務】</p> <p>ウポポイの具体的な魅力を道民に広く周知するとともに、ウポポイへの来場を促進する。</p> <p>(参考指標例：youtube 等のSNS フォロワー等)</p> <p>【ウポポイ・アイヌ文化魅力発信映像制作委託業務】</p> <p>ウポポイへの誘客の促進及び開業効果の地域への波及並びにアイヌ文化の魅力を発信する。</p> <p>(参考指標例：youtube 等のSNS フォロワー等)</p> <p>【白老駅北観光商業ゾーン「民間活力導入区域」賑わい創出事業】</p> <p>ウポポイ周辺の賑わいを創出し、誘客促進を図る。</p> <p>(参考指標例：白老駅前の流入人員動向、商業ゾーン店舗の販売状況等)</p> <p>【秋・冬期来客促進事業】</p> <p>ウポポイの魅力や地元・周辺地域の特色などを活用した企画を実施し、具体的な誘客に結びつける。</p> <p>(参考指標例：白老駅前の流入人員動向、商業ゾーン店舗の販売状況等)</p>
第5 航空ネットワーク形成推進費 (指摘：1、意見：3)	
指摘 2	<p>【負担金の額が相当かどうか検証をするべきである。】</p> <p>道は、A実行委員会に対し負担金として年1,000万円を支出している。同委員会は、道民の海外旅行需要を喚起することを目的とし、その経費は委員会を構成する団体の負担金及びその他の収入をもって充てることとされるが、収支予算表によれば、全体の65%を道が負担する。</p> <p>道によれば、負担金の金額や妥当性については、毎年、内部で協議の上、妥当と判断し同委員会の総会において了承している。内部の協議においては、当該事業は、「北海道航空ネットワークビジョン」における「アウトバウンド需要の拡大」に資する事業であることから道が主体的に取り組む事業であること、また、イベント等では、行政以外の団体からは、物品など負担金以外での提供もあることを鑑み、1,000万円を妥当と判断したとのことであった。</p> <p>しかしながら、協議の具体的な内容は不明であり、負担金を支出することの効果として1,000万円が相当かどうか、十分な検討を行うべきである。</p>

意見 3	<p>【中期・短期的、具体的な指標を設定する必要がある。】</p> <p>当事案において、質問票によると成果指標として「道内空港の国際線利用者数」を掲げているが各事業における成果指標としては適切ではない。なお、北海道航空ネットワークビジョン 2018 において長期的な数値目標として国内線、国際線及び離島路線の利用者数が掲げられており各事業案の成果指標作成の基礎となる。各事業においては、明確な成果指標が策定されていないが上記数値目標を達成するための中期・短期的、具体的な指標の策定が必要である。</p>
意見 4	<p>【契約金額の相当性を確認するべきである。】</p> <p>新千歳空港国内線サーモグラフィ設置監視業務については、新千歳空港ターミナルビルを管理するB社に委託がなされた（当初契約期間：令和2年4月17日乃至同年5月6日、当初業務委託料：1,119万8,000円）。契約金額は、同社からの見積書を参考に定めたが、そのうち会議室利用料として、1日あたり7万2,600円が計上されていた。会議室は、2名1組で対応するスタッフの待機、機材の保管に使用されたが、面積は約85㎡から98㎡と記載されていた。</p> <p>道によれば、貸会議室の近隣相場を基準に算出したことから問題ないとの説明であったが、算定された会議室利用料は用途（数名の待機、機材の保管）に照らし一般的に高額と思われ、貸会議室の区分により算定されるのは合理的ではないことから、算定基準の見直しを検討されたい。</p>
意見 5	<p>【負担金について、契約を結ぶべきである。】</p> <p>道は、A実行委員会に対し、毎年1,000万円の負担金を拠出しているが、同実行委員会との間で負担金に関する契約は結ばれていなかった。負担の根拠としては、同実行委員会の規約が存在するが、他の事業における負担金支出については協定書等が結ばれているところ、同様の取扱いが望ましい。</p>
第6 地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業（指摘：0、意見：1）	
指摘	該当なし。
意見 6	<p>【事業の内容に適合した成果指標を設定すべきである。】</p> <p>質問票の回答によれば、本事業は公益社団法人北海道観光振興機構による間接補助事業であるため、補助を受ける観光関連団体については事業毎に成果目標等を設定しているが、道としては目標を定めてはいないとのことであった。しかしながら、負担金か補助金か委託であるかなど支払の名目を問わず、また、道として実施する直接事業であるか間接事業であるかを問わず、支出した資金に見合う成果が得られているかの評価は当然に行うべきものであると考える。</p> <p>道は、事業の内容に適合した成果指標を設定し、支出した負担金に見合う成果が得られていることの検証を行うべきである。</p>
第7 異業種チャレンジ奨励事業（指摘：0、意見：2）	
指摘	該当なし。

意見 7	<p>【速やかな支給が行われていない。】</p> <p>奨励金の申請者管理表を確認したところ、申請日から奨励金支出までの期間は平均 46.8 日、最短 30 日、最長 81 日となっていた。</p> <p>本奨励金は新型コロナウイルス感染症の影響による離職者が、介護や建設など人手不足が深刻な対象職種に異業種から正社員等として転職した場合、就職者及び企業に奨励金を支給することを事業の実施目的としているが、現状では、奨励金支出までの期間が平均 46.8 日、最長 81 日というやや長期間になっている為、道はこれを短縮化する対応策を検討・実施すべきである。</p>
意見 8	<p>【奨励金の支給に関する効果を検討する必要がある。】</p> <p>当事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者が、介護や建設など人手不足が深刻な対象職種に異業種から正社員等として転職した場合、就職者及び企業の双方に奨励金 30 万円が支給される。</p> <p>当該奨励金について「異業種チャレンジ奨励事業 就職者アンケート集計結果（令和 3 年 6 月 25 日時点）」を確認したところ、「対象職種への就職にあたり、奨励金はどう影響しましたか？」という質問項目に対し、「以前から選択肢にあった職業で、奨励金がなかったとしても、就職した。」という回答が 50.2%となっており、就職者のうち半数程度は 30 万円の奨励金がなくとも異業種へ転職していたと考えられる。</p> <p>道はこれを踏まえ、奨励金の存在が異業種への転職誘因となる就職者等への影響度も勘案し、支給金額によってどの程度事業目的に寄与するかの効果を検討すべきである。</p>
第 8 道産品消費喚起特別割引事業（指摘：0、意見：0）	
指摘	該当なし。
意見	該当なし。
第 9 国内誘客促進強化事業（指摘：0、意見：2）	
指摘	該当なし。
意見 9	<p>【適切な成果指標を設定すべきである。】</p> <p>負担金の定義について地方自治法その他の法律上の明確な規定はなく、一般的に地方自治体が構成する団体等の行う特定の事業や活動に対して行う支出とされる。公益上の必要性（地方自治法 232 条の 2）が求められる支出という点で補助金と同じであるが、一般的に負担金は自治体が一定の便益を受けるという点で補助金と異なっている。</p> <p>したがって「一定の便益を道が受けていること」及び「公益上の必要性」を目標数値や文書により明らかとするため、以下の事項を整備することが望ましい。</p> <p>①事業目標の設定と達成度の評価</p> <p>②事業を進めるうえで実施している道と観光振興機構との打ち合わせメモ</p> <p>②については、短期的な数値目標を設定するのが困難な事業の場合もあると考えられる。その場合には、当該事業にかかる打ち合わせメモを作成することで、道の便益や</p>

	<p>公益上の必要性を直接または間接的に考慮した事業の遂行がなされていることを明確にすることが望ましいと考える。</p>
意見 10	<p>【検査すべき項目・内容の明文化を検討すべきである。】</p> <p>当該負担金について、執行内容について、道の職員が観光振興機構に訪問し、その内容をチェックした結果問題なかった旨の報告書が作成されているが、具体的なチェック内容が明記されていない。補助金であれば、要綱や運用方針、Q&A等の文書により対象範囲や提出物等の詳細が定められおり、補助金支給の適切性をチェックするポイントが明らかとなるが、当該負担金の支出に関してそのように明文化されたものはない。</p> <p>観光振興機構における負担金に対応する事業の支出内容をチェックする際のチェック方法や過去の指摘事項等をふまえたチェック内容を文書化し平準化・効率化のためにチェックリストの作成等を行うことが望ましいと考える。</p>
第 10	<p>広域連携DMOとしての北海道インバウンド戦略立案事業（指摘：0、意見：2）</p>
指摘	<p>該当なし。</p>
意見 11	<p>【適切な成果指標を設定すべきである。】</p> <p>負担金の定義について地方自治法その他の法律上の明確な規定はなく、一般的に地方自治体が構成する団体等の行う特定の事業や活動に対して行う支出とされる。公益上の必要性（地方自治法 232 条の 2）が求められる支出という点で補助金と同じであるが、一般的に負担金は自治体が一定の便益を受けるという点で補助金と異なっている。</p> <p>したがって「一定の便益を道が受けていること」及び「公益上の必要性」を目標数値や文書により明らかとするため、以下の事項を整備することが望ましい。</p> <p>①事業目標の設定と達成度の評価</p> <p>②事業を進めるうえで実施している道と観光振興機構との打ち合わせメモ</p> <p>②については、短期的な数値目標を設定するのが困難な事業の場合もあると考えられる。その場合には、当該事業にかかる打ち合わせメモを作成することで、道の便益や公益上の必要性を直接または間接的に考慮した事業の遂行がなされていることを明確にすることが望ましいと考える。</p>
意見 12	<p>【検査すべき項目・内容の明文化を検討すべきである。】</p> <p>当該負担金について、執行内容について、道の職員が観光振興機構に訪問し、その内容をチェックした結果問題なかった旨の報告書が作成されているが、具体的なチェック内容が明記されていない。補助金であれば、要綱や運用方針、Q&A等の文書により対象範囲や提出物等の詳細が定められおり、補助金支給の適切性をチェックするポイントが明らかとなるが、当該負担金の支出に関してそのように明文化されたものはない。</p> <p>観光振興機構における負担金に対応する事業の支出内容をチェックする際のチェック方法や過去の指摘事項等をふまえたチェック内容を文書化し平準化・効率化のため</p>

	にチェックリストの作成等を行うことが望ましいと考える。
第 11	感染防止対策協力支援金支給事業（指摘：0、意見：0）
指摘	該当なし。
意見	該当なし。
第 12	中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業（指摘：0、意見：2）
意見 13	<p>【補助対象者について「中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業費補助金交付要綱」、「中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業費補助金の手引き」及び「中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業 Q & A」において齟齬なきよう定めるべきである。】</p> <p>「A 団体」については、道によれば、要綱第 3 条 3 号に定める「同一の市町村内の複数の事業者等で構成する団体」に該当する補助事業者として交付決定しているとのことであったが、同団体の構成員名簿には、同一の市町村内の事業者ではない者も含まれていた。この点について、同団体の事業参加者名簿で参加対象の事業者を同一市町村内の事業者に限っている場合には、補助対象者とする旨を Q & A で整理しており、同団体からは、他の市町村事業者を参加対象者としないと記載された名簿の提出を受けたとの説明がなされた。</p> <p>補助対象者は要綱により明示的に定めるべきであり、Q & A で整理すべきものではないと考える。</p>
意見 14	<p>【補助対象となる経費について「中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業費補助金交付要綱」及び「中小・小規模事業者感染予防対策等 緊急支援事業費補助金の手引き」において齟齬なきよう定めるべきである。】</p> <p>当事業の目的は「地域の商店街等が実施する新型コロナウイルス感染予防対策や消費促進の取組、3 密防止に要する経費の一部を補助することにより、本道における感染抑制と地域商業活性化の促進を図ること」である。要綱第 4 条第 1 項第 1 号に定める「感染拡大防止・消費促進支援事業」の要綱の手引きに補助事業の具体例として「コミュニティスペース、アンテナショップ等の共同施設における窓や換気扇設置等の施設整備」及び「補助対象者が運営する共同施設におけるサーキュレーター、空気清浄機、パーティション等 3 密を防ぐための備品経費、賃借料」等が示されているが下記 3 案件については明示的に定められてはいない。</p> <p>① A 商店街協同組合 商店街の共同設置休憩場所に設置可能なベンチ 14 台を設置するとし、その効果として子供から大人までの幅広い年齢層の買い物客が来店するが店内で休憩するとなると 3 密になる可能性が高いため屋外にベンチを設置した、加えて滞在時間が増えることから購入金額も増え商店街が活性化するとしたもの</p> <p>② B 商工会に対し、後付けセンサー水栓、小便器自動フラッシュバブル設置費用として 70 万 5,000 円が支給されていた。要綱 4 条 2 項に定める共用施設等整備事業（補助対象者が運営する共同施設における 3 密を防ぐための施設整備費）として支給されていたもの。</p>

	③C団体に対し、リモート会議用パソコン一式として20万6,800円が支給されていたもの。
第13	地域主体の新エネ導入支援事業（指摘：0、意見：0）
指摘	該当なし。
意見	該当なし。
第14	エネルギー地産地消事業化モデル支援事業（指摘：0、意見：3）
指摘	該当なし。
意見15	<p>【事業計画の妥当性を検討すべきである。】</p> <p>補助金交付要綱第4条第2項において前項に掲げる事業については、次のいずれにも該当していなければならない。</p> <p>（1）地域のエネルギー活用に向けた市町村等の計画に基づいた事業であること</p> <p>（2）事業の検討から設備等の導入を行う複数年度の事業であること</p> <p>（3）民間資金の確保等を前提とした事業採算性のモデルを示すことができる事業であること</p> <p>（4）金融機関等が参加した補助対象事業の検討組織を設置することができる事業であること</p> <p>（5）事業の進捗状況、課題、成果等を公表することができる事業であることとしており、</p> <p>（3）において事業採算性のモデルを示すことができる事業であることとしているが、A市の事業計画における経済効果については、経費の削減及び非常時に防災拠点に備え付けている非常用電源、給湯設備等が不要となることによるこれらのメンテナンス費用及び売電可能電力による収入、現在想定する年間維持費等のいわゆるランニングコストのみを対象とした事業採算性の検討であり、投下資本（イニシャルコスト）の回収については全く考慮されていないものとなっている。</p> <p>当事業を今後のエネルギー地産地消事業化モデルとして紹介し事業展開を喚起する側面からは、投下資本回収も考慮した事業採算性を検討した計画を策定する必要がある。</p> <p>また、そのうえで、補助金等の助成も勘案し、ランニングコストを主体とした採算性を示すことも当モデル事業の展開の際には有用である。単年度収支と長期収支を共に策定する必要があると考察されるが審査対象項目とはなっていない。</p>
意見16	<p>【補助事業者への指導（契約、支出）を徹底する必要がある。】</p> <p>B町におけるモデル事業はコンソーシアムが補助事業者となって補助金の支給を受けている。その後、造成工事については、株式会社C社に発注されているが、契約関係書類を確認したところ、コンソーシアム構成員であるB町農業協同組合が契約当事者となり、同組合が工事代金の支払いを行っていることが確認された。</p> <p>補助事業者が行う取組に対し補助金が交付される仕組みとなっているところ、取組に関連する契約や支出は、補助事業の適正な執行、紛争の予防の観点から補助事業者</p>

	が主体となつて行うべきであり、補助事業者に対し、かかる指導を徹底する必要がある。
意見 17	<p>【事業の内容に適合した成果指標を設定すべきである。】</p> <p>本事業は、エネルギー自給・地域循環の取組を促進するため、地域の特性に応じたエネルギー資源を効果的・効率的に利用し、地域におけるエネルギーの地産地消の事業化に向けたモデルとなる取組に対して補助を行うものである。当該事業の成果を測定する成果指標について、本事業は他の補助事業等とともに、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」に基づき、その目指す姿と目標に向けて実施するものであるため、本事業の成果指標を、当該計画の目標である「新エネルギー導入目標【発電分野】設備容量」としていると説明を受けた。</p> <p>しかしながら、設定された成果指標はあくまでも「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」に対応するものであつて、本事業の内容・目的に照らして、事務事業レベルにおいて具体的な成果指標とはなつていなかった。</p> <p>道は、事業の内容・目的に適合したより具体的な成果指標を設定すべきである。</p>
第 15	エネルギー地産地消事業化モデル支援事業（非常時対応型モデル）（指摘：0、意見0）
指摘	該当なし。
意見	該当なし。
第 16	道有施設の新エネ導入・省エネ加速化事業（指摘：0、意見：1）
指摘	該当なし。
意見 18	<p>【対象事業選定時の選定基準を明確化すべきである。】</p> <p>対象事業を選定する際に、モデル性、PR効果、道内技術振興、先進性を選定基準としている。令和2年度において中小水力発電の導入に関する事業が3件採用されているが、道以外の道内自治体が所有しているダムは数基であり、他の自治体が追随できるモデル性（他の自治体への波及）という効果は薄い。</p> <p>一方で道として新エネに取り組んでいる姿勢や道内企業の技術振興の面で効果が期待できるため採用されたものと考えるが、選定した各事業の成果を測定し明瞭化するためにも、また、当該定量的または定性的な情報を公表することで事業の目的であるPR効果が効果的に達成されるためにも、選定項目ごとに定量的または定性的な選定及び評価基準を設定することが望ましい。</p>
第 17	海外人材確保緊急支援モデル事業（指摘：0、意見：2）
指摘	該当なし。
意見 19	<p>【同一海外人材に対して同じ入国時期において支給（申請）がされていないことを確認するため、現状の審査手続きに加えてデータベース等の活用による検証体制の整備が必要である。】</p> <p>道においては、企業から申請があつた段階（債権者登録時）で、過去に同一企業からの申請があつたかどうか確認し、次に、同一企業からの申請があつた場合には、申請管理表により、過去の申請時と入国日が異なつているかどうかの確認をしている。</p> <p>また、申請企業と入国した外国人材との関係性を技能実習計画認定通知書、パスポー</p>

	<p>トの指定書、雇用契約書等で、企業名及び海外人材の氏名を確認している。</p> <p>なお、仮に補助対象期間中に、複数回に渡り、申請されたとしても、入国（待機）のタイミングが異なれば、補助対象になる。（※このことから海外人材が同一人物か否かの確認はしていない）。</p> <p>対象年度においては、約 2,700 名の海外人材を受け入れているが、不正受給防止のためには、現行の確認体制に加えて書類受領の際に海外同一人物か否かを確認するために、例えば、氏名、パスポートナンバー等重複申請がないか管理データベース上での照合を実施することも有効であり体制の整備を構築することが望まれる。</p>
意見 20	<p>【公共交通機関の不利用などについても補助要件とすべきである。】</p> <p>本事業は、海外人材が、国が定める水際対策に基づき 15 日間待機を行う際の宿泊費用を補助するものである。補助金支出の要件としては、国が定める水際対策を実施することが求められる。国の水際対策としては 15 日間の宿泊待機であるが、その間、公共交通機関を使用しないことが含まれる。しかしながら、15 日間を待たず国際空港付近のホテルではなく、公共交通機関を使用し北海道に移動した上で、宿泊をしていた事案について補助金を交付していた事実が確認された。</p> <p>道によれば、公共交通機関の不利用までは要綱には定められておらず、当該支給は要綱上は問題ないとのことであったが、結果的に、国が定める水際対策に協力をしたとは言えない者の宿泊費用に対し補助金を交付する事態に至った。</p> <p>現行の要綱には、公共交通機関の不利用は明記されていないことから、要綱に明記することを検討されたい。</p>
第 18	企業立地促進費補助金（指摘：0、意見：0）
指摘	該当なし。
意見	該当なし。
第 19	観光誘客促進道民割引事業（指摘：0、意見：1）
指摘	該当なし。
意見 21	<p>【契約変更以外の対応を検討すべきであった。】</p> <p>観光誘客促進道民割引事業は、A社、B社、C社を構成員とする受託コンソーシアムに委託された（契約期間：令和2年6月24日から令和3年3月26日まで。委託料：2,492,364,900円）。その後、令和2年10月及び令和3年3月に、契約変更が結ばれ、委託額の変更（委託料：5,192,312,772円）と委託期間の延長（契約の終期：令和3年8月13日）がなされた。その結果、委託料は当初の倍額以上となり、期間も年度を超えるものとなった。</p> <p>道によれば、変更契約に関する規則等は存在せず、契約条項に協議によって契約を変更できるとの文言が存在することを理由に、予算の範囲内で変更契約は可能であるとのことであった。また、以下の理由に基づき、変更契約を行ったとの説明を受けた。</p> <p>①「どうみん割ぷらす・りとうぷらす」は、現行の「どうみん割」に金額を追加して実施する事業であり、「どうみん割」と分けて考えることは出来ない。</p> <p>②委託先は、公募型プロポーザル方式により正式な手続きを経て、選定された業者で</p>

	<p>ある。</p> <p>③現在進行中の事業であり、現行「どうみん割」に加えて「どうみん割ぷらす・りとうぷらす」を柔軟かつ確実にを行うためにノウハウがある現委託先に委託する必要がある。</p> <p>④ノウハウがない新たな委託先を選定した場合、事務作業の混乱や遅れの発生、別々に委託することによる事務作業の煩雑さ、非効率になることが予想される。</p> <p>⑤拡充業務を効果的に実施するためには、道内宿泊事業者等への割引額支援業務を円滑に進める必要があり、現在、その業務は観光誘客促進道民割引事業（どうみん割）受託コンソーシアムが行っており、本事業を委託するには、円滑な事業実施が期待できる現受託者において他にはない。</p> <p>しかしながら、上記の説明は現委託先との随意契約の理由になり得ても、契約変更により対応が可能な理由となるかどうかは疑問がある。特に、②委託先について一定の手続きを経て選定された業者であることは、変更契約を制限する理由と考えられる。</p> <p>本契約は、当初予定していた委託内容、委託期間及び委託料を変更するものであり、期間については年度を跨ぎ、委託料は当初契約に定めるものの倍額を超えるものであったことを考慮すれば、変更契約以外の手続きを検討すべきであった。</p>
第 20	環境保全型農業直接支援対策事業（指摘：0、意見：2）
指摘	該当なし。
意見 22	<p>【適切な成果指標を設定すべきである。】</p> <p>環境保全型農業直接支払交付金については、環境保全型農業直接支払交付金（本体）と環境保全型農業直接支払推進交付金事業（道・市町村）があるがいずれも成果の測定方法及び成果指標が定められていない。</p> <p>環境保全型農業直接支払交付金（本体）については、農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合の支援を目的として、また、環境保全型農業直接支払推進交付金事業（道・市町村）については、市町村が農業者に対して環境保全型農業直接支払交付金事業を推進することを目的として実施していることから、環境保全型農業直接支払交付金（本体）については、地球温暖化防止や生物多様性保全等に関連づく測定可能な成果指標を定めることを検討すべきであり、また、環境保全型農業直接支払推進交付金事業（道・市町村）については、環境保全型農業直接支払交付金事業の推進効果に関連づく測定可能な成果指標を定めることを検討すべきである。</p>
意見 23	<p>【道における環境保全型農業直接支払交付金に係る抽出検査の実施結果の保管方法の取り扱いを定めるべきである。】</p> <p>道における環境保全型農業直接支払交付金に係る抽出検査の実施状況は下記のとおりである。</p> <p>①都道府県は、環境保全型農業直接支払交付金実施要領の第8事務手続－7抽出検</p>

	<p>査の実施－（１）に基づき、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局と連携し、毎年度、農業者団体等の中から抽出し、必要に応じて現地に赴き、証拠書類等について検査を行うこととされている。</p> <p>②道における抽出検査の実施主体は振興局であり、本庁は、証拠書類等について検査を行う上で必要となる調査資料として、独自に「環境保全型農業直接支払交付金チェックリスト」を作成し活用し、振興局と共有している。</p> <p>③抽出検査の結果については、関係振興局が取りまとめ本庁に報告。環境保全型農業直接支払交付金実施要領の第８事務手続－７抽出検査の実施－（２）に基づき、本庁（都道府県知事）は、２月１５日までに（１）の抽出検査の結果を関係振興局経由で関係市町村に通知をしている。</p> <p>令和２年度分の環境保全型農業直接支払交付金に係る抽出検査の実施状況を確認したところ、Ａ市分の「環境保全型農業直接支払交付金チェックリスト」が本庁においてはデータでは保管されていたものの紙ベースでの保管はなされておらず、また、保管方法・保管書類に関する取扱いも定められていなかった。</p> <p>今後、査閲の実施状況が事後的に第三者でも確認できるよう、抽出検査の実施結果についての保管方法・保管書類の取扱いも定めるべきである。</p>
第 21	農業競争力基盤強化特別対策事業（指摘：０、意見：０）
指摘	該当なし。
意見	該当なし。
第 22	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（指摘：０、意見：０）
指摘	該当なし。
意見	該当なし。
第 23	強い農業づくり事業（指摘：０、意見：１）
指摘	該当なし。
意見 24	<p>【本庁及び振興局による市町村の事務手続において確認証跡の残し方を明確化にすべきである。】</p> <p>道（振興局）は「補助金等の額の確定に伴う現地調査確認票」にて市町村の事務手続を検証しているが、「補助金等の額の確定に伴う現地調査確認票」のチェック項目の記載方法について次のような事例が見受けられ、記載方法が統一されていない状況である。</p> <p>＜見受けられた事例＞</p> <p>確認項目に対する回答として「適」「否」を選択する必要があるが、</p> <p>①該当がない場合には回答欄に斜線を引いている</p> <p>②備考欄に「該当なし」と記載している</p> <p>③確認項目については別紙にて適否を確認しているものの、「適」「否」の選択の記載がなく、備考欄に「別紙参照」の旨の記載もない</p>

	<p>上記の場合、事後的に第三者が確認した際に、振興局において市町村の事務手続の検証が行われたかがわかりにくい状況にあるため、確認内容の残し方を明確にすべきである。</p>
第 24	<p>中小企業総合振興資金貸付金（指摘：0、意見：2）</p>
指摘	<p>該当なし。</p>
意見 25	<p>【効果的な融資制度の周知方法を検討すべきである。】</p> <p>「中小企業総合振興資金 新規融資実績」によるとH30 年度～R 2 年度のいずれの年度においても融資実績が低い水準で推移している貸付メニューがある。</p> <p>中小企業総合振興資金の普及啓発のため道はこれまでに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPでの周知 ・金融機関や商工会議所・商工会などへのパンフレット配布 ・金融機関や支援機関における研修やセミナーの場での周知PR ・支援機関などにおける会報誌への掲載やパンフレットの同封 ・税理士会や行政書士会など士業関係機関の会報誌へのパンフレット同封 <p>などの方法で融資制度の周知を実施しているものの、融資実績が低い水準で推移している貸付メニューがあることから、道は効果的な融資制度の周知方法を改めて検討すべきである。</p>
意見 26	<p>【適切な成果指標を設定すべきである。】</p> <p>中小企業総合振興資金貸付金については、成果の測定方法及び成果指標が定められていない。</p> <p>中小企業総合振興資金貸付金については、中小企業者等の経営基盤の強化、事業の活性化を図り、本道産業経済の発展に資するため、金融機関に原資を預託して中小企業者等に対する必要な資金の融資の円滑化を図ることを目的として実施していることから、中小企業金融の円滑化に関連づく測定可能な成果指標を定めることを検討する必要がある。</p> <p>一方で、本振興資金貸付金は、道内中小企業の日々の資金繰り支援への貸付のほか、災害復旧や関連倒産防止などといった社会のセーフティネットを担う貸付、また道政の各般の施策を後押しする貸付など、多様な目的に対応していることから、適切で計測可能な成果指標を定めること自体が困難であると考えられるため、道は中小企業金融の円滑化に向けた施策を推進するにあたり、中小企業総合振興資金の融資実績を適切にモニタリングするほか、各機関が発表する中小企業者等の資金繰りに関する指標を注視するなど、中小企業者等に対する必要な資金の融資の円滑化が図られているかどうか適切に把握していくことが必要である。</p>

第 25 中小企業総合振興資金貸付金（北海道信用保証協会損失補償金）（指摘：0、意見：2）	
意見 27	<p>【財政的援助団体等監査の監査範囲を見直すべきである。】</p> <p>北海道信用保証協会への監査にあたり、道及び道監査委員事務局から、包括外部監査の範囲については、「北海道外部監査契約に基づく監査に関する条例」において「道が地方自治法第 199 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの」と定めており、法 199 条第 7 項は監査委員の職務に係る規定であるため、北海道監査委員が実施する財政的援助団体等の監査の範囲と同様になる。道監査委員では当該監査において、協会の保証業務は対象外としているため、包括外部監査においても同様となるとの説明を受けた。</p> <p>本補償金は特定の融資に対して協会が保証した債務について、代位弁済となった場合にその損失を補償するものであり、補償金の執行と保証業務は一連の事務であることや保証の精度が高まるほど道のリスクが減ることなどを考えれば、監査委員による財政援助団体等の監査対象に含むことで、より効果的な監査となることが期待できる。</p> <p>このため、道及び道監査委員においては、監査の範囲を見直し、財政的援助団体等に対し、より効果的な監査を実施すべきである。</p>
意見 28	<p>【適切な成果指標を設定すべきである。】</p> <p>中小企業総合振興資金貸付金（北海道信用保証協会損失補償金）については、成果の測定方法及び成果指標が定められていない。</p> <p>中小企業総合振興資金貸付金（北海道信用保証協会損失補償金）については、中小企業者等の経営基盤の強化、事業の活性化を図り、本道産業経済の発展に資するため、中小企業者等に対する必要な資金の融資の円滑化を図ることを目的として実施しているのであるから、中小企業金融の円滑化に関連づく測定可能な成果指標を定めることを検討する必要がある。</p> <p>一方で、中小企業総合振興資金貸付金（北海道信用保証協会損失補償金）は、道内中小企業の日々の資金繰り支援への貸付のほか、災害復旧や関連倒産防止などといった社会のセーフティネットを担う貸付、また、道政の各般の施策を後押しする貸付など、多様な目的に対応していることから、適切で計測可能な成果指標を定めること自体が困難であると考えられるため、道は中小企業金融の円滑化に向けた施策を推進するにあたり、中小企業総合振興資金の融資実績を適切にモニタリングするほか、各機関が発表する中小企業者等の資金繰りに関する指標を注視するなど、中小企業者等に対する必要な資金の融資の円滑化が図られているかどうか適切に把握していくことが必要である。</p>
第 26 交通事業者利用促進支援事業（指摘：0、意見：2）	
指摘	該当なし。
意見 29	<p>【適切な成果指標を設定すべきである。】</p> <p>補助金の交付における明確な指標が設定されていなければ、当該事業の成果について判別することができない。指標の例としてはコロナ禍以前の交通事業者ごとの利用者数等へ回復状況があげられる。コロナ収束による回復か、補助金支給の効果の依るものか明らかな峻別は困難な一面はあるが指標の設定は必要である。</p>

	<p>なお、担当部では毎月交通事業者から利用状況の報告を受けモニタリングを実施しているとのことであり当該数値について分析を実施することにより指標として活用することができる。</p>
意見 30	<p>【コロナ対策（支援）事業を統括する機能を有する役割の設置が検討されるべきである。】</p> <p>コロナ禍における需要減少対応ないし消費喚起策事案としては、交通事業者利用促進支援事業（総合政策部交通企画課）、プレミアム付き商品券支援事業（経済部中小企業課）、道産品消費喚起特別割引事業（経済部食産業振興課）、教育旅行支援事業費（経済部観光振興課）および観光誘客促進道民割引事業費（どうみん割）（経済部観光振興課）等が各担当部署において実施されている。</p> <p>当該事案においては、類似する各事業の業務の実施過程における相互の情報交換、協働的な作業内容の検討、施行効果の検討等を更に深め組織を横断した基本的な方針の共有を行うことは効果的な業務運営が期待できるものである。</p> <p>例えば、事業の周知においても相互に行うなども考えうるものであり、全庁的に企画調整を担う部局において、これらを取り纏める機能を有する役割の設置について今後検討される必要がある。</p>
第 27 教育旅行支援事業（指摘：0、意見：2）	
指摘	該当なし。
意見 31	<p>【適切な成果指標を設定すべきである。】</p> <p>教育旅行支援事業については、成果の測定方法及び成果指標が定められていない。</p> <p>教育旅行支援事業については、道内で実施する教育旅行において、新型コロナウイルス感染症対策として、貸切バス及び宿泊施設での感染リスク低減に取り組むために必要な費用を支援することを目的として実施しているのであるから、教育旅行の実施回数や費用支援効果に関連づく測定可能な成果指標を定めるべきである。</p>
意見 32	<p>【事業終了後のアンケートに、事業の主目的に関する事項を含めるべきである。】</p> <p>教育旅行支援事業に係る委託業務報告書（令和3年3月19日付）を確認したところ、事業終了後のアンケートの質問項目で円グラフにされているものは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局のスタッフ対応 ・本事業申請が事業者の収益改善に貢献したか ・次年度も本事業の継続を期待するか ・本事業の助成制度は北海道の教育旅行を実施するきっかけとなったか <p>の項目であった。</p> <p>事業の主目的は「貸切バス及び宿泊施設での感染リスク低減に取り組むために必要な費用を支援すること」であるため、アンケート項目に「当事業における感染リスク低減の取り組みは十分だったと言えるか」なども含めるべきである。</p>

第 28 プレミアム付商品券発行支援事業 (指摘：0、意見：3)	
指摘	該当なし。
意見 33	<p>【要綱の改定を検討すべきである。】</p> <p>当事業の商品券プレミアム率は 50%が上限とされているものの、市町村からの要望や地域の実情によって、50%を超えるプレミアム率を設定する商品券の発行を認めた。その結果、400%のプレミアム率を設定する市町村もあった。</p> <p>このような措置は経済合理性がないとは言えないものの、要綱とは整合しない実態が生じている。</p> <p>商品券のプレミアム率は、本事業の重要な事項と考えられるところ、実態との乖離を解消するべく要綱の変更を検討されたい。</p>
意見 34	<p>【変更承認申請手続きがとられていない。】</p> <p>A市が発行した飲食店を対象とする商品券について、12,046枚を発行したものの、利用は7,240枚にとどまった。</p> <p>要綱 17条但書によれば 20%を超える変更がある場合には、変更承認申請を行わなければならないものの、このような手続きは取られていなかった。</p>
意見 35	<p>【適切な成果指標を設定すべきである。】</p> <p>本事業には成果指標の設定がない。他方で、新北海道スタイルを広く道内に広めるとともに地域経済の発展に向けた地域内外の消費循環を図る取り組みを市町村と連携して推進することが本事業の目的として定められている。本事業の目的にそって、広くプレミアム商品券の発行や利用を促進させることに関連する成果指標を定めることは、可能であり、比較的容易であると考えられるところ、道は本事業に関し成果指標を設定すべきである。</p>
第 29 産地生産基盤パワーアップ事業 (指摘0、意見：1)	
指摘	該当なし。
意見 36	<p>【適切な成果指標を設定すべきである。】</p> <p>本事業は、水田・畑作・野菜・果樹等の耕種作物について、国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化するため、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援すること、及び、産地の生産規模を維持し、農業用ハウスや果樹園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等や堆肥の活用による全国的な土づくりの取組を支援することを目的として実施するものである。</p> <p>しかしながら、事業の成果にあたっては、農業産出額が成果指標とされているため当該事業の寄与度合が明らかではない。</p> <p>従って、道は、「水田・畑作・野菜・果樹等の耕種作物の生産体制の強化」に対する寄与度を示す成果指標の設定を検討すべきである。</p>